

消費生活

No.105
平成25年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎ 23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- ご存知ですか？訪問購入のルール
～貴金属などの訪問買い取りに対する規制が
新たに設けられました～
- 成田市消費生活センターにおける
平成24年度の相談概要



4月25日(木)に平成25年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。1年間消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

これまでに2回のモニター会議を開催したほか、「消費者講座」や千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に参加しました。

モニター委嘱者 (50音順・敬称略)

伊藤 佳子(山之作)	塚本 明美(四谷)
大野 芳美(安西)	仁田 泰子(園護台)
小笠原 民雄(玉造)	乗本 春江(加良部)
桐原 容子(飯田町)	長谷川 彌智代(園護台)
佐藤 徳子(中台)	平山 五郎(橋賀台)

ご存知ですか？訪問購入のルール

貴金属などの訪問買い取りに対する規制が新たに設けられました

自宅に突然押しかけてきた業者が、宝石や金などの貴金属等を安い値段で買い取るという強引な訪問購入の被害が女性や高齢者を中心に急増しました。これをうけて「特定商取引に関する法律」が改正され、平成25年2月21日から新たな規制が設けられました。なお、主な改正等の内容は次のとおりです。

1. 不招請勧誘の禁止

消費者からの要請がないのに訪問するというような、飛び込みの勧誘はできなくなりました。また、消費者から査定の依頼があった場合でも、査定を超えた勧誘はできなくなりました。



2. 書面の交付義務

売買の契約をした場合には、物品の種類、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項、業者の連絡先等が記載された書面が交付されます。



3. 引渡しの拒否とクーリング・オフ

書面を受け取ってから8日以内は物品の引き渡しを拒むことができ、手元に置いて再度検討することができます。また、この期間であれば無条件で契約を解除することができます（クーリング・オフ制度）。

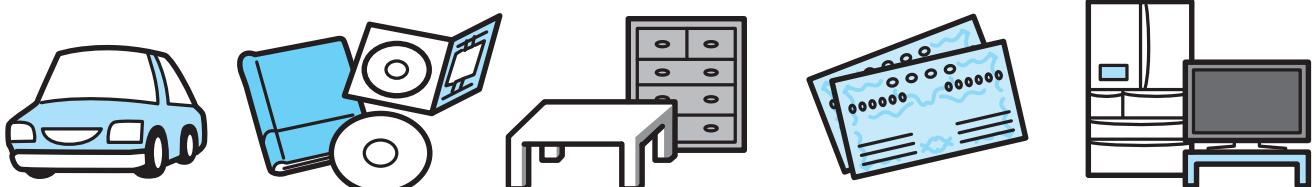
なお、業者はクーリング・オフ期間中に品物を第三者に転売する場合は、消費者に転売したことを知らせ、転売先にもクーリング・オフ期間であることを通知しなければなりません。



4. 適用除外

原則すべての物品が対象ですが、次のものは規制の対象とはなりません。

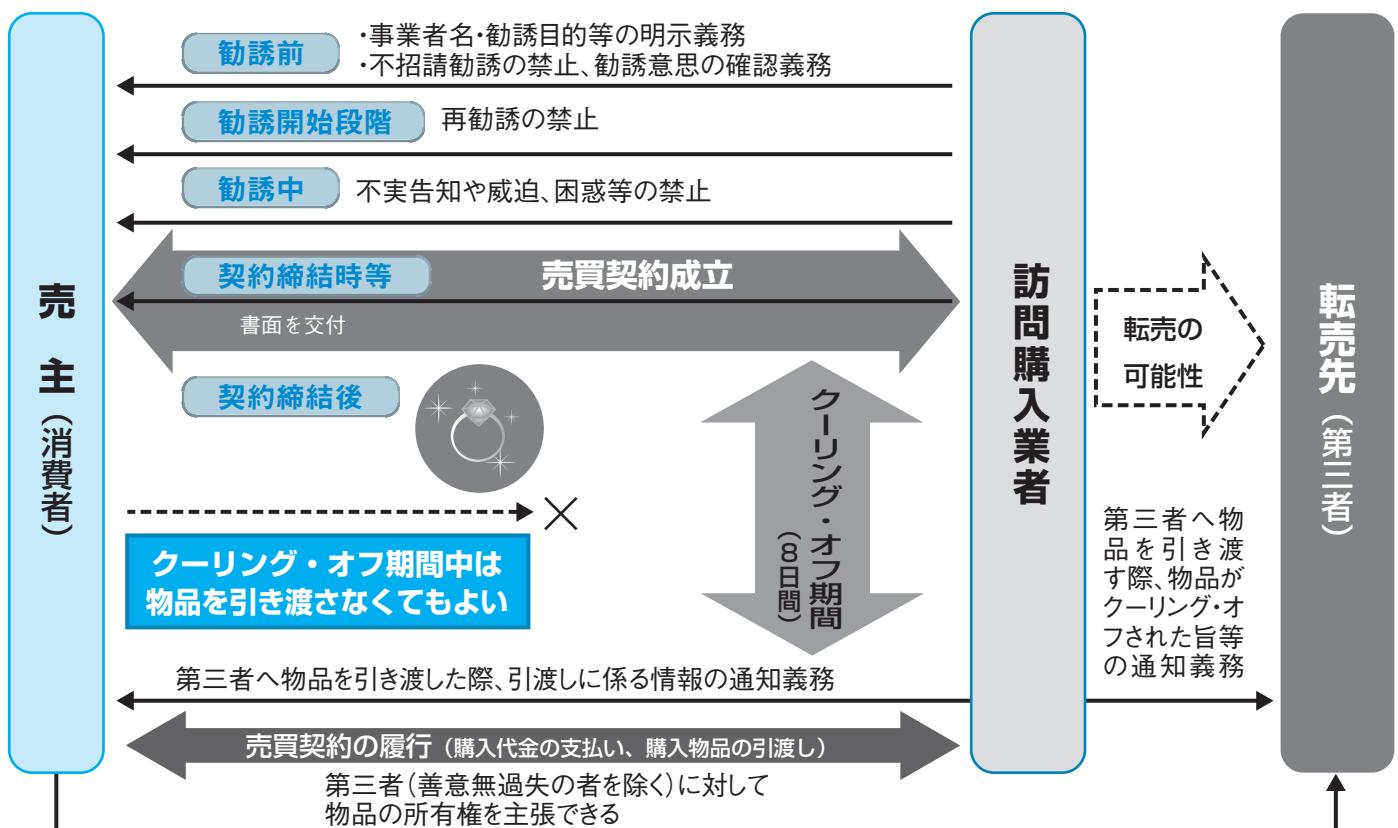
- ・自動車（2輪のものを除く）
- ・本、CDやDVD、ゲームソフト類
- ・家電（携行が容易なものを除く）
- ・有価証券
- ・家具



また、次の場合、再勧誘の禁止などの一部規制を除き適用されません。

- ・消費者自らが自宅での契約締結を請求した場合
- ・いわゆる御用聞き取引や常連取引の場合
- ・転居に伴う売却の場合

典型的な取引の流れのイメージ（勧誘からクーリング・オフ期間中まで）



※消費者庁ホームページより



法律が改正され規制も設けられましたが、
買い取りを頼むつもりがない場合は、
「高値」「今が一番です」などのセールストークに
惑わされず、きっぱり断ることが大切です。
もし、トラブルになった場合は、できるだけ早く
消費生活センターにご相談下さい。

成田市消費生活センターにおける平成24年度の相談概要

平成24年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は893件で、昨年度より10件増加しましたが、数年横ばいの状況となっています。しかし、相談内容は複雑になり手口も巧妙であるため、解決が難しかったり長い時間がかかったりする場合があります。

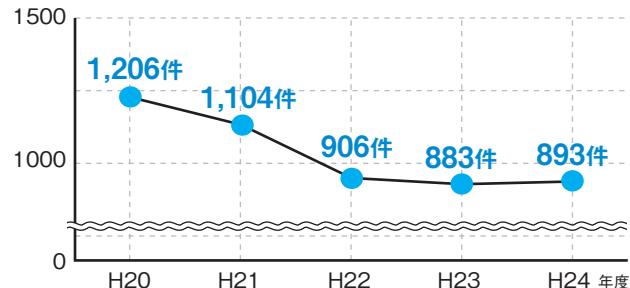
相談者を年代別にみると70歳代が多く、次いで40歳代、60歳代の順になっており、被害に遭う人の高齢化がうかがえます。

相談内容別にみてみると、有料サイトやワンクリック請求等、デジタルコンテンツに関する相談がここ数年最も多く、どの年代にも及ぶ問題となっています。急速な普及を背景に、特にスマートフォンを利用しトラブルに遭ったという相談が増加しています。

また、24年度は、複数の業者が登場して投資商品等を購入させる「買え買え詐欺」と言われる儲け話のトラブルや、断ったにもかかわらず商品を送り付け、受け取り等を拒否すると脅すというような商法が増加し、特に高齢者が被害者となる場合が多く、被害金額も高額であるという特徴がみられました。高齢者に対しては、家庭や地域でのよりきめ細かな見守り体制が必要です。

◆相談件数の推移

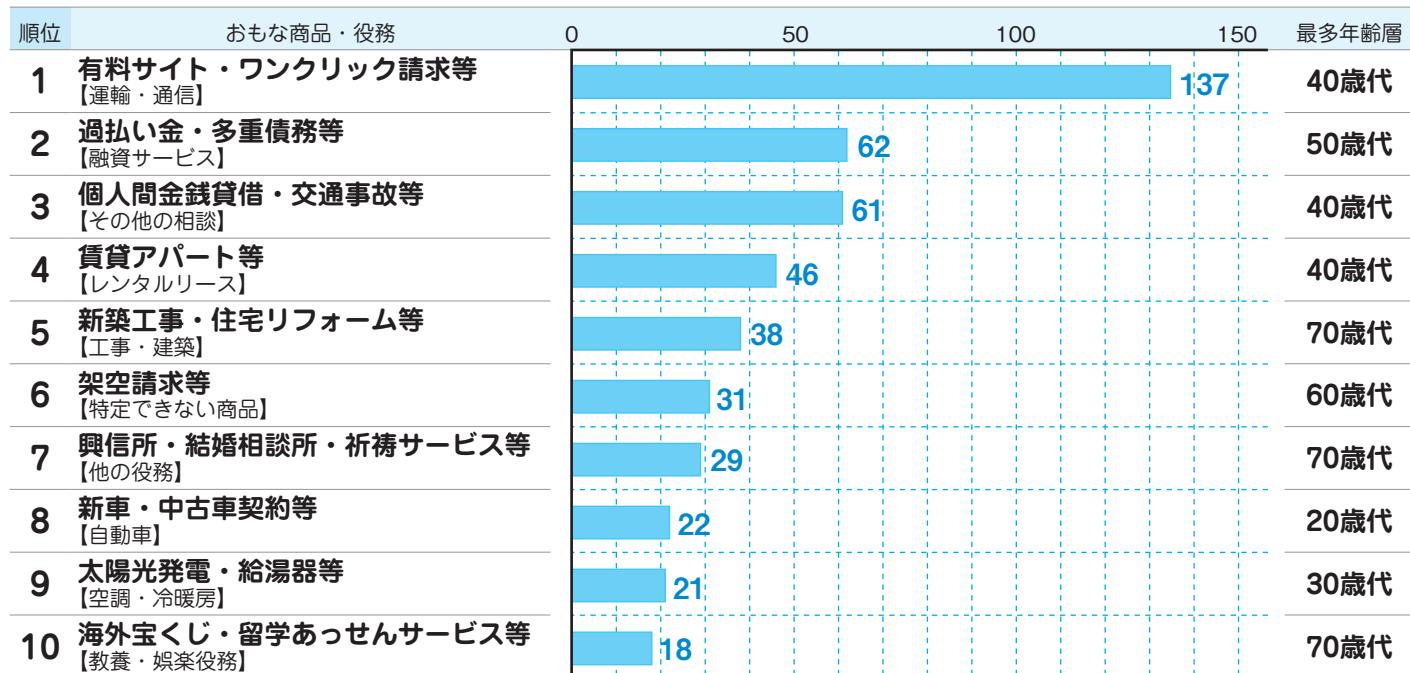
平成24年度の相談件数は893件です。



◆年代別相談件数

順位	年代	相談件数
1	70歳代	143
2	40歳代	140
3	60歳代	125
4	30歳代	116
5	50歳代	103

◆商品・役務(サービス)相談上位10分類



※【】内は(独)国民生活センターの「相談分類表」による相談内容の種類

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階)☎23-1161●